

熊本県公報

第 1 1 3 1 8 号
平成 17 年 10 月 3 日 (月)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

- 告 示**
- 建築基準法第 6 条の 2 第 1 項及び第 7 条の 2 第 1 項の規定による指定
確認検査機関の指定……………(建 築 課) 1
 - 平成 17 年度職業訓練指導員試験合格者……………(職業能力開発課) 1
 - 開発行為工事完了公告……………(建 築 課) 1
 - ”……………(”) 2
- 登 載 依 頼**
- 平成 17 年 8 月 5 日から平成 17 年 8 月 26 日までの間に実施した監査の
結果に関する報告……………(監査事務局二課) 2
 - 平成 17 年 6 月 15 日から平成 17 年 8 月 19 日までの間に実施した監査の
結果に関する報告……………(”) 3

告 示

熊本県告示第 1154 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条の 2 第 1 項及び第 7 条の 2 第 1 項の規定による指定確認検査機関の指定を次のとおり行った。
平成 17 年 10 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 指定確認検査機関の名称 ハウスアンドホームズ株式会社
- 2 指定確認検査機関の住所 熊本市尾ノ上三丁目 11 番 10 号
- 3 指定の区分 建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（平成 11 年建設省令第 13 号）第 15 条第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 9 号、第 10 号、第 13 号（うち遊戯施設を除く。）及び第 14 号（うち遊戯施設を除く。）に掲げる区分
- 4 業務区域 熊本県の全域
- 5 確認検査の業務を行う事務所の所在地 熊本市神水一丁目 8 番 8 号

公 告

熊本県公告第 748 号

職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 30 条の規定に基づき実施した平成 17 年度職業訓練指導員試験の合格者は、次のとおりである。
平成 17 年 10 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

平成 17 年度職業訓練指導員試験合格者

受験番号	1、2、3、4、5、7、9、10、11、12、14、15、16、17
------	------------------------------------

熊本県公告第 749 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。
平成 17 年 10 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡泗水町大字豊水字頭岡 3342 番 4、同 3343 番 1、同 3344 番 1、同 3345 番 1、同 3346 番 1、同 3349 番 1、同 3350 番、同 3351 番、同 3352 番、同 3355 番 5、同 3356 番、同 3357 番、同 3359 番 1、同 3360 番 1、同 3361 番 1、同 3362 番、同 3363 番 1、同 3364 番、同 3365 番 1、同 3366 番、同 3367 番、同 3376 番 1、同 3376 番 4、同 3378 番 1、同 3378 番

- 4 並びに里道及び水路の一部
15,968.47 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大分市東春日町13番11号
株式会社マルシヨク

熊本県公告第750号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。
平成17年10月3日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字津久礼字玄番道筋4193番2
1,048.42 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市大江三丁目1番40号
株式会社明和不動産

登載依頼

熊本県監査委員公告第11号

平成17年8月5日から平成17年8月26日までの間に実施した監査の結果に関する報告を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、次のとおり公表する。
平成17年10月3日

熊本県監査委員 高 宗 秀 暁
同 山 本 豊 孝
同 前 川 收
同 小 杉 直

- 1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施年月日
第一次監査（書面）

監査対象機関		監査対象期間	監査実施年月日
部局名	機関名		
総務部	東京事務所	平成16年4月～平成17年3月	平成17年8月22日
	自動車税事務所	〃	平成17年8月19日
健康福祉部	保育大学校	〃	平成17年8月18日
	精神保健福祉センター	〃	平成17年8月11日
環境生活部	くまもと県民交流館	〃	平成17年8月25日
商工観光労働部	計量検定所	〃	平成17年8月11日
	工業技術センター	〃	平成17年8月19日
	熊本高等技術訓練校	〃	平成17年8月11日
農政部	熊本農政事務所	〃	平成17年8月10日
	農業大学校	〃	平成17年8月25日
	城北家畜保健衛生所	〃	平成17年8月5日
	城南家畜保健衛生所	〃	平成17年8月16日
林務水産部	林業研究指導所	〃	平成17年8月5日
	漁業取締事務所	〃	平成17年8月5日
土木部	氷川ダム管理所	〃	平成17年8月11日
	三角港管理事務所	〃	平成17年8月18日
	水俣港管理事務所	〃	平成17年8月17日
	天草空港管理事務所	〃	平成17年8月26日
	新幹線玉名事務所	〃	平成17年8月11日
教育委員会	宇城教育事務所	〃	平成17年8月15日
	鹿本教育事務所	〃	平成17年8月11日
	阿蘇教育事務所	〃	平成17年8月16日

	八代教育事務所	平成16年4月～平成17年3月	平成17年8月11日
	球磨教育事務所	〃	平成17年8月18日
	教育センター	〃	平成17年8月16日
	天草青年の家	〃	平成17年8月16日
	豊野少年自然の家	〃	平成17年8月11日
	県立美術館	〃	平成17年8月18日

2 監査の主眼

今回の監査は、第一次監査（書面）において、知事部局19出先機関、教育委員会9機関（教育事務所5、その他出先機関4）の合計28機関を対象に、合規性、正確性、経済性・効率性、有効性について、次の事項に主眼をおいて実施した。

- (1) 収入事務は、適時適切に行われているか。
- (2) 収入客体の把握は適切か。
- (3) 収入未済に係る債権管理は適切にされているか。
- (4) 現金の収納、保管等の管理は適切か。チェック体制が機能しているか。
- (5) 支出関係の事務は適正に行われているか。
- (6) 各種契約事務は適正に行われているか。
- (7) 支出に係る履行確認は確実にされているか。
- (8) 工事の計画、設計及び施工は適切に行われているか。
- (9) 補償事務は適正に行われているか。
- (10) 物品の取得及び管理は適正に行われているか。
- (11) 財産の取得及び管理は適正に行われているか。

3 監査の結果

○報告公表事項

(指摘事項)

監査において、是正又は改善を要する事項として指摘したものは、次のとおりである。

土木部

- (1) 港湾使用料の未収金（平成16年度末現在3,194,128円）について、大幅に未収金が増加しており、その解消に努めること。（三角港管理事務所）
- (2) 港湾用地を使用していた法人の倒産により、老朽化した建物が残されており危険な状態であることから、その処理方針について、早急に、有効な方法を関係機関と協議し検討すること。（三角港管理事務所）

(指導事項)

監査において、是正又は改善を要する事項として指導したものは、次のとおりである。

農政部

- (1) 農業改良資金貸付金償還金の未収金（平成16年度末現在1,360,000円）について、引き続きその解消に努めること。（熊本農政事務所）

熊本県監査委員公告第12号

平成17年6月15日から平成17年8月19日までの間に実施した監査の結果に関する報告を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成17年10月3日

熊本県監査委員	高 宗 秀 暁
同	山 本 豊 孝
同	前 川 收
同	小 杉 直

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施年月日

第二次監査

監査対象機関		監査対象期間	監査実施年月日
部局名	機関名		
総合政策局	政策調整課	平成16年4月～平成17年3月	平成17年7月22日 及び8月19日
	企画課	〃	平成17年7月20日 及び8月19日
	秘書課	〃	平成17年7月6日 及び8月19日
	広報課	〃	平成17年7月4日 及び8月19日

総務部	人事課	平成16年4月～平成17年3月	平成17年7月22日 及び8月19日
	行政経営課	”	平成17年7月20日 及び8月19日
	私学文書課	”	平成17年7月19日 及び8月19日
	職員課	”	平成17年7月14日 及び8月19日
	財政課	”	平成17年7月13日 及び8月19日
	管財課	”	平成17年7月12日 及び8月19日
	税務課	”	平成17年7月11日 及び8月19日
	市町村総室	”	平成17年7月7日 及び8月19日
	危機管理室	”	平成17年7月4日 及び8月19日
	防災消防課	”	平成17年7月4日 及び8月19日
地域振興部	地域振興課	”	平成17年7月19日 及び8月11日
	川辺川ダム総合対策課	”	平成17年7月14日 及び8月11日
	情報企画課	”	平成17年7月5日 及び8月11日
	文化企画課	”	平成17年7月1日 及び8月11日
	国際課	”	平成17年6月21日 及び8月11日
	交通対策総室	”	平成17年6月20日 及び8月11日
	土地資源対策課	”	平成17年6月16日 及び8月11日
	統計調査課	”	平成17年6月15日 及び8月11日
健康福祉部	健康福祉対策課	”	平成17年7月20日 及び8月19日
	福祉のまちづくり課	”	平成17年7月12日 及び8月19日
	指導監査課	”	平成17年7月6日 及び8月19日
	生活保護・援護課	”	平成17年7月6日 及び8月19日
	少子化対策推進課	”	平成17年7月4日 及び8月19日
	子ども家庭福祉課	”	平成17年7月4日 及び8月19日

	高齢者支援総室	平成16年4月～平成17年3月	平成17年6月28日～6月29日及び8月19日
	国保・老人医療課	”	平成17年6月28日及び8月19日
	障害者支援総室	”	平成17年6月22日～6月23日及び8月19日
	健康危機管理課	”	平成17年6月20日及び8月19日
	健康づくり推進課	”	平成17年6月17日及び8月19日
	地域医療推進課	”	平成17年6月17日及び8月19日
	薬務課	”	平成17年6月20日及び8月19日
	生活衛生課	”	平成17年6月16日及び8月19日
	食品衛生課	”	平成17年6月16日及び8月19日
環境生活部	環境政策課	”	平成17年7月22日及び8月18日
	環境保全課	”	平成17年7月13日及び8月18日
	自然保護課	”	平成17年7月11日及び8月18日
	廃棄物対策課	”	平成17年7月8日及び8月18日
	水俣病対策課	”	平成17年7月7日及び8月18日
	男女共同参画・パートナーシップ推進課	”	平成17年6月30日及び8月18日
	食の安全・消費生活課	”	平成17年6月28日及び8月18日
	交通安全・青少年課	”	平成17年6月27日及び8月18日
	人権同和対策課	”	平成17年6月23日及び8月18日
	人権センター	”	平成17年6月23日及び8月18日
商工観光労働部	商工政策課	”	平成17年7月22日及び8月18日
	産業支援課	”	平成17年7月13日及び8月18日
	経営金融課	”	平成17年7月11日及び8月18日
	企業立地課	”	平成17年6月29日及び8月18日
	観光物産総室	”	平成17年6月27日及び8月18日

	労働雇用課（労働相談情報センター）	平成16年4月～平成17年3月	平成17年6月24日 及び8月18日
	職業能力開発課	”	平成17年6月23日 及び8月18日
農政部	農政課	”	平成17年7月20日 及び8月11日
	農業団体金融課	”	平成17年7月14日 及び8月11日
	農業振興課	”	平成17年7月8日 及び8月11日
	経営技術課	”	平成17年7月7日 及び8月11日
	農産課	”	平成17年7月4日 及び8月11日
	園芸生産流通課	”	平成17年6月30日 及び8月11日
	畜産振興課	”	平成17年6月21日 及び8月11日
	畜産衛生課	”	平成17年6月21日 及び8月11日
	農村計画課	”	平成17年6月20日 及び8月11日
	農地建設課	”	平成17年6月16日 及び8月11日
	農村整備課	”	平成17年6月15日 及び8月11日
林務水産部	林政課	”	平成17年7月22日 及び8月12日
	森林整備課	”	平成17年7月11日 及び8月12日
	林業振興課	”	平成17年7月7日 及び8月12日
	森林保全課	”	平成17年6月30日 及び8月12日
	漁政課	”	平成17年6月28日 及び8月12日
	水産振興課	”	平成17年6月27日 及び8月12日
	漁港課	”	平成17年6月23日 及び8月12日
土木部	監理課	”	平成17年7月22日 及び8月12日
	用地対策課	”	平成17年7月15日 及び8月12日
	土木技術管理室	”	平成17年7月12日 及び8月12日
	道路総務課	”	平成17年7月4日 及び8月12日

	道路政策課	平成16年4月～平成17年3月	平成17年7月7日 及び8月12日
	道路整備課	"	平成17年7月7日 及び8月12日
	道路保全課	"	平成17年7月4日 及び8月12日
	河川課	"	平成17年6月30日 及び8月12日
	港湾課	"	平成17年6月29日 及び8月12日
	都市計画課	"	平成17年6月27日 及び8月12日
	新幹線都市整備総室	"	平成17年6月24日 及び8月12日
	熊本駅周辺整備事務所	"	平成17年6月24日 及び8月12日
	下水道課	"	平成17年6月23日 及び8月12日
	建築課	"	平成17年6月21日 及び8月12日
	営繕課	"	平成17年6月20日 及び8月12日
	住宅課	"	平成17年6月16日 及び8月12日
	砂防課	"	平成17年6月15日 及び8月12日
出納局	会計課	"	平成17年7月19日 及び8月11日
	管理調達課	"	平成17年7月20日 及び8月11日
教育委員会事務局	教育政策課	"	平成17年7月15日、7月19日 及び8月11日
	総務広報課		
	福利厚生課		
	高校教育課	"	平成17年7月12日 及び8月11日
	義務教育課	"	平成17年7月6日 及び8月11日
	学校人事課	"	平成17年7月4日 及び8月11日
	社会教育課	"	平成17年7月1日 及び8月11日
	人権同和教育課	"	平成17年6月21日 及び8月11日
	文化課	"	平成17年6月20日 及び8月11日
	体育保健課	"	平成17年6月17日 及び8月11日
	施設課	"	平成17年6月16日 及び8月11日

議会事務局		平成16年4月～平成17年3月	平成17年7月14日 及び8月12日
人事委員会事務局		”	平成17年7月11日 及び8月12日
監査委員事務局		”	平成17年7月13日 及び8月12日
労働委員会事務局		”	平成17年7月7日 及び8月11日

2 監査の主眼

今回の監査は、第二次監査において、知事部局 91 機関（本庁 90 課（総室・室）、出先機関 1）、教育委員会事務局 11 機関、議会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局及び労働委員会事務局の合計 106 機関を対象に、合規性、正確性、経済性・効率性、有効性について、次の事項に主眼をおいて実施した。

- (1) 収入事務は、適時適切に行われているか。
- (2) 収入客体の把握は適切か。
- (3) 収入未済に係る債権管理は適切にされているか。
- (4) 現金の収納、保管等の管理は適切か。チェック体制が機能しているか。
- (5) 支出関係の事務は適正に行われているか。
- (6) 各種契約事務は適正に行われているか。
- (7) 支出に係る履行確認は確実にされているか。
- (8) 工事の計画、設計及び施工は適切に行われているか。
- (9) 補償事務は適正に行われているか。
- (10) 物品の取得及び管理は適正に行われているか。
- (11) 財産の取得及び管理は適正に行われているか。

3 監査の結果

○報告公表事項

(指摘事項)

監査において、是正又は改善を要する事項として指摘したものは、次のとおりである。

健康福祉部

- (1) 母子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金（平成16年度末現在 41,029,584 円）、児童保護費負担金の未収金（同 24,963,404 円）及び雑入（児童扶養手当返納金及び年度後返納）の未収金（同 20,092,010 円）について、引き続きその解消に努めること。（子ども家庭福祉課）

商工観光労働部

- (1) 阿蘇ソフトの村建設用地については、土地の有効活用の視点から、処分も含めた今後の対応策を早急に講じること。（産業支援課）
- (2) 中小企業振興資金貸付金の未収金（平成16年度末現在 2,078,766,769 円）については、案件に応じた的確かつ具体的な回収方針を定め、その解消に努めること。（経営金融課）

農政部

- (1) 農業改良資金貸付金償還金の未収金（平成16年度末現在 31,654,389 円）について、引き続きその解消に努めること。（農業団体金融課）

林務水産部

- (1) 公害防止事業費事業者負担金の未収金（平成16年度末現在 86,614,938 円）について、引き続きその解消に努めること。（漁港課）

土木部

- (1) 工事契約違約金未収金（平成16年度末現在 508,200 円）、工事延滞金利息（同 27,760 円）及び雑入（同 1,241,359 円）についての未収金が増加しており、その解消に努めること。（監理課）
- (2) 昨年度より倍増した港湾使用料の未収金等各種の未収金（平成16年度末現在合計 34,219,066 円）の解消に努めること。（港湾課）
- (3) 県営住宅使用料の未収金（平成16年度末現在 308,059,106 円）、土地貸付料（同 86,618 円）及び雑入（同 78,000 円）について、未収金が増加しており、その解消に努めること。（住宅課）

教育委員会

- (1) 育英資金貸付金償還金等の未収金（平成16年度末現在 24,581,318 円）について、引き続きその解消に努めること。（高校教育課）
- (2) 雑入（スクールカウンセラー報酬等返還金）の未収金（平成16年度末現在 4,977,770 円）について、その解消に努めること。（義務教育課）
- (3) 地域改善対策高等学校等奨学資金貸付金等の未収金（平成16年度末現在 49,030,835

円)について、引き続きその解消に努めること。(人権同和教育課)

(指導事項)

監査において、是正又は改善を要する事項として指導したものは、次のとおりである。

総務部

- (1) 熊本県庁全体において、時間外勤務に係る命令の形骸化、手当の翌月不支給、命令時間を超えた時間外勤務の実態等、不適切な運用が見られた。長時間の時間外勤務が発生しないような時間外勤務の上限設定や決裁システムの厳格化、業務・組織の抜本的見直しなどにより実効性のある時間外勤務削減対策を講じること。(人事課)
- (2) 政策評価の結果が、予算編成や組織機構改革に十分に反映されていないことから、県組織全体の評価体制を総合的に確立し、評価を活用できるよう具体的な方策を速やかに講じること。(行政経営課、人事課、財政課、企画課)
- (3) 熊本県私立高等学校等経常費助成費補助金の交付事務について、補助金配分基準の複雑さに起因して、事務量が複雑かつ膨大となり、用途や内容の確認等の検査業務に支障を来している。補助金配分基準の見直しを行う等による事務の効率化により、補助金検査業務の充実、効率化に努めること。(私学文書課)
- (4) 県民の行政参加を推進するためには、積極的な県政情報の提供が不可欠だが、県ホームページの更新が不十分であることを始めとして、職員に対する、情報提供の理念浸透が不十分な状況にあるので、改善を図ること。(私学文書課)
- (5) 文書管理システムの効率的運用のため、システムの操作性の向上、職員に対する研修の実施、わかりやすいマニュアルの整備等、職員の利用支援を強化すること。また、情報公開等に円滑に対応するために、情報公開支援システムの構築に速やかに取り組むこと。(私学文書課)
- (6) 長時間勤務報告は、時間外勤務の実態を反映していない勤務実績報告書によっている。職員の健康管理は、県行政の運営において非常に重要な問題であることから、速やかに具体的な対策を講じること。また、産業医による長時間勤務者に対する文書指導後のフォローアップについても十分検討すること。(職員課)
- (7) 県財政が厳しい状況の中で、県有財産の適切な管理処分の観点から、遊休財産の売却等の処分はもとより、非遊休財産であっても、その利用状況・必要性・管理に要する費用等を総合的に判断して、売却等の処分について検討すること。(管財課)
- (8) 県税の未収金(平成16年度末現在4,359,050,909円)について、改善が見られるものの、引き続きその解消に努めること。特に、個人県民税(同1,965,022,843円)について、市町村との連携の一層の強化を図るほか、県・市町村からなる専門の徴収組織の可能性について検討するなど、徴収率の向上に努めること。(税務課)
- (9) 地震災害時の「職員行動マニュアル」について、適時の改訂を行うとともに、職員が具体的にどのような手順で行動すればよいのか、より分かりやすい内容になるよう、マニュアルの中身について十分精査し、併せて具体的な検証を行うこと。(防災消防課)
- (10) 熊本県の自主防災組織率は、全国平均を大幅に下回っているうえ、組織率0%の市町村が22市町村ある。自主防災組織率の更なる向上と、災害時により機能的な活動ができるよう、日頃の訓練の促進等、組織の活性化に努めること。特に、組織率0%の22市町村については、実情に即した地域防災計画の見直しを指導するとともに、自主防災組織の重要性を積極的に啓発すること。(防災消防課)

健康福祉部

- (1) 生活保護費返還徴収金の未収金(平成16年度末現在10,001,478円)及び年度後返納(生活保護費戻入未済分)の未収金(同514,572円)について、改善が見られるものの、引き続きその解消に努めること。(生活保護・援護課)
- (2) 精神障害者措置入院費負担金の未収金(平成16年度末現在1,153,500円)、精神保健施設入所者負担金の未収金(同101,483円)、児童保護費負担金の未収金(同26,904,691円)、知的障害者保護費負担金の未収金(同1,490,900円)、こども総合療育センター負担金の未収金(同761,000円)、心身障害者扶養共済加入者負担金の未収金(同39,900円)及び雑入(心身障害者扶養共済年金過払金)の未収金(同120,000円)について、多くの未収金は改善が見られるものの、引き続きその解消に努めること。(障害者支援総室)
- (3) 看護師等修学資金貸付金回収金の未収金(平成16年度末現在2,253,000円)について、改善が見られるものの、引き続きその解消に努めること。(地域医療推進課)

商工観光労働部

- (1) 平成14年10月以来、現在地で活動しているインキュベーションセンターの敷地及び建物の一部は未使用で遊休化している状況である。敷地全体の有効活用という点から、当該地でのインキュベーションセンター活動の必要性やそのあり方について検討すること。(産業支援課)
- (2) 中小企業従業員住宅使用料の未収金(平成16年度末現在15,615,390円)について、引き続きその解消に努めること。(労働雇用課)

農政部

- (1) 国営土地改良事業直轄負担金の未収金（平成16年度末現在102,772,190円）について、引き続きその解消に努めること。（農村計画課）

林務水産部

- (1) 熊本県林業公社については、これまでも経営改善に努められたところであるが、包括外部監査で指摘されたように、損益計算書における山林勘定を会計基準に則った正確かつ適正な経営状況を表示するよう改めるなどして、経営の実態を明らかにし、公社の見直しを含めた抜本的解決策を講じること。（森林整備課）
- (2) 森林法違反開発行為を発見し、中止勧告、復旧を指導したにもかかわらず、再度工事に着手し、現在、芝張りの状態になっているものがあった。公平性の観点から森林法の適用等も含めた改善策について検討すること。また、県内に同種事例はないのか調査するとともに監視体制の整備を図るなど、今後の再発防止に努めること。（森林保全課）
- (3) 漁港施設使用料の未収金（平成16年度末現在9,453,694円）について、引き続きその解消に努めること。（漁港課）

土木部

- (1) 道路占用料の未収金（平成16年度末現在1,896,934円）及び橋梁損傷に係る負担金等の未収金（同9,497,300円）について、改善は認められるものの、引き続きその解消に努めること。（道路総務課）
- (2) 土石採取料の未収金（平成16年度末現在21,516,594円）、占用料の未収金（同137,150円）及び工事前払金返納金の未収金（同14,911,590円）について、改善が認められるものの、引き続きその解消に努めること。（河川課）

教育委員会

- (1) 雑入（通勤手当年度後返納分）の未収金（平成16年度末現在2名分1,069,100円）について、1名に対する徴収成果は見られるものの、引き続きその解消に努めること。（学校人事課）
- (2) 空中写真撮影委託事業について、隣接地においても、それぞれの発掘現場において契約がされている。効率的な予算執行となるよう発注に当たって十分な調整を図ること。（文化課）
- (3) 県営野球場の商業広告掲示に係る業務委託について、単独随意契約を行っているが、単独随意契約の理由が適切ではない。契約の実施方法について再度検討すること。（体育保健課）